南山大学派遣留学奨学金規程

(総 則)

第1条 南山大学学生留学規程第9条に定める派遣留学生に対する奨学金(以下「奨学金」という。)に関しては、この規程の定めるところによる。

(運用機関)

- 第2条 この規程の運用は、国際センター委員会(以下「委員会」という。)が、これに当たる。 (奨学金の種類)
- 第3条 奨学金は、給付および貸与の2種類とする。
 - ② 給付の金額は、次のとおりとする。
 - 1 (留学奨励奨学金)留学費の一部。その額は、留学期間1学期につき、別表第1の二種類とする。ただし、派遣交換留学生については第一種、その他の派遣留学生については第二種の金額とする。
 - 2 (留学給付奨学金) 留学費の一部。その額は別表第2の二種類とする。
 - ③ (留学貸与奨学金)貸与の金額は、必要度を勘案して、別表第3の三種類とする。
- 第4条 奨学金を受ける者を南山大学派遣留学奨学生(以下「奨学生」)という。
 - ② 奨学生の採用人員は、毎年、前条第2項第1号については100名以内、前条第2項第2号については10名以内とし、前条第3項については100名以内とする。
 - ③ 奨学生は、前条第2項第1号および第2号ならびに第3項に定める奨学金を併せて受けることができる。

(奨学生の資格および選考)

- 第5条 奨学生は、南山大学学生留学規程により留学する者および委員会が特に適当と認めた者で、学業成績優秀、人物良好かつ留学目的が明確である者から経済状況をも勘案して採用する。
- 第6条 奨学生の採用は、委員会において選考し、学長が決定する。

(給付および貸与の期間)

- 第7条 奨学金の給付および貸与は、1人1回限りとする。ただし、留学期間を延長する場合、 第3条第2項第1号については、改めて選考の上決定する。
- **第8条** 奨学金の給付もしくは貸与またはその両方を出願しようとする者は、所定の奨学生願書を学長あてに提出しなければならない。
 - ② 出願する期日は、留学しようとする年度の4月末日とする。ただし、委員会が認めた場合は、この限りでない。
- **第9条** 奨学生として採用された者は、保証人連署の上、所定の誓約書を学長あてに提出しなければならない。
- 第10条 奨学生採用を辞退する場合は、保証人連署の上、願い出なければならない。 (給付および貸与の取消し)
- 第11条 奨学生が南山大学学生留学規程による派遣留学の認定を取り消された場合は、委員会は、 奨学金の給付および貸与を取り消すものとする。
 - ② 奨学生が以下の事項に違反した場合は、委員会は、派遣留学の認定の存否にかかわらず、

奨学金の給付および貸与を取り消すことができる。

- 1 奨学金の趣旨を理解し、留学先の大学において勉学に専念すること
- 2 留学中、南山大学の学生としてふさわしい行動をとること
- 3 委員会が求める書類等について滞りなく提出すること
- ③ 給付および貸与を取り消された者は、奨学金を全額返還しなければならない。

(給付奨学金の返還方法)

第12条 前条に該当し給付を取り消された場合は、委員会の指定する時期に本学に一括して返還しなければならない。ただし、委員会は事情により分割返還を認めることがある。なお、分割返還を行う場合においては、南山大学随時奨学金貸与規程および南山大学随時奨学金貸与規程にかかる運用細則を準用するものとする。

(貸与奨学金の返還時期)

- 第13条 貸与を受けた奨学金の返還時期は、次のとおりとする。
 - 1 卒業時または退学時
 - 2 第11条に該当し貸与を取り消された場合は、委員会の指定する時期
 - ② 奨学生は、前項第1号の定めにかかわらず、貸与を受けた奨学金について、在学時においても一括して返還することができる。

(貸与奨学金の卒業時返還方法)

第14条 奨学生が卒業するときは、貸与を受けた奨学金について、本学が指定する奨学ローンへの借換えにより、または一括支払いにより、本学に返還しなければならない。なお、奨学ローンで借換えを行う場合は連帯保証人連署の「南山大学奨学金返還誓約書」、連帯保証人連署の「南山大学奨学金保証依頼申請書」および連帯保証人の「印鑑登録証明書」を、一括支払いの場合は「奨学金一括返還願」を、それぞれ所定の期日までに提出しなければならない。

(貸与奨学金の退学時返還方法)

第15条 奨学生が退学するときは、貸与を受けた奨学金について、本学に一括して返還しなければならない。ただし、委員会は事情により分割返還を認めることがある。なお、分割返還を行う場合においては、南山大学随時奨学金貸与規程および南山大学随時奨学金貸与規程にかかる運用細則を準用するものとする。

(第11条に該当する場合の貸与奨学金の返還方法)

第16条 第11条に該当する場合は、貸与を受けた奨学金について、委員会の指定する時期に本学に一括して返還しなければならない。ただし、委員会は事情により分割返還を認めることがある。なお、分割返還を行う場合においては、南山大学随時奨学金貸与規程および南山大学随時奨学金貸与規程にかかる運用細則を準用するが、直近の利率は、委員会の指定する期日を基準とする。

(延滞料)

第17条 分割返還において定められた返還期限を超えた場合の延滞料は、南山大学随時奨学金貸 与規程を準用する。

(奨学金返環猶予)

- **第18条** 奨学生に以下の事由があり、奨学生から願い出があった場合は、委員会は奨学金の返還を猶予することがある。
 - 1 本学学部または本学大学院に在学している場合
 - 2 真にやむを得ない事由により奨学金の返還が困難な場合

② 前項の場合の取扱いは、別表第4のとおりとする。

(奨学金返還免除)

- 第19条 奨学生が以下の事由により奨学金の返還ができなくなり、連帯保証人または相続人から 願い出があった場合は、委員会は奨学金の全部または一部の返還を免除することがある。
 - 1 奨学生本人が死亡した場合
 - 2 奨学生本人が精神もしくは身体の障がいにより労働能力を喪失、または労働能力に高度 の制限を有する場合
 - ② 前項の場合の取扱いは、別表第5のとおりとする。

(奨学生の死亡)

第20条 奨学生が、奨学金の返還完了前に死亡したときは、遺族または連帯保証人は「死亡診断書」または除籍を証明する書類を添え、直ちに死亡届を提出しなければならない。

(他の奨学金との併願)

第21条 外国の大学への留学に関する他機関、団体の奨学金を受けた場合も、この規程による奨学金の支給を出願することができる。

(奨学金事務の取扱場所)

第22条 奨学金に関する事務は、学務部国際センター事務室が取り扱う。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 南山大学友の会留学奨学金に関しては、この規程を準用する。
- 3 「南山大学留学生奨学金規程」による奨学生の募集は、平成13年4月1日から行わない。
- 4 「南山大学留学生奨学金規程」(昭和59年10月2日施行)は、平成12年度以前の奨学生が 貸与奨学金の返還を完了した時点をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。

別 表 第1

第一種 100,000円

第二種 150,000円

別 表 第2

第一種 300,000円

第二種 500,000円

別 表第3

第一種 300,000円

第二種 500,000円

第三種 1,000,000円

別 表 第4 返還猶予

事由	提出書類	添付書類	猶予期間
本学学部または本学	在学による奨学金	なし	1年ごとに願い出ることに
大学院に在学	返還猶予願		より、その事由が続いてい
(第18条第1項)			る期間中
災害	奨学金返還猶予願	罹災証明書	1年ごとに願い出ることに
(第18条第2項)			より、通算して5年が限度
傷病		診断書	
(第18条第2項)			
生活保護受給中		生活保護受給証	
(第18条第2項)		明書	
失業中		雇用保険受給資	
(第18条第2項)		格証等の写し、ま	
		たは離職証明書	
		等	
その他		その事実を明ら	
(第18条第2項)		かにする証明書	
		(経済的事由の	
		場合は所得を証	
		明する書類)	

別 表 第5 返還免除

事由	提出書類	添付書類
本人死亡による免除	奨学金返還免除願	死亡の事実を記載した戸籍抄
(第19条第1項第1号)		本、住民票等の公的証明書また
		は死亡診断書
奨学生が精神もしくは身体	奨学金返還免除願	①返還不能の事情を証する書
の障がいにより労働能力を		類(家庭状況書)
喪失、または労働能力に高		②重度心身障がい、病気による
度の制限を有する場合の免		場合は医師の診断書
除		
(第19条第1項第2号)		